

家庭保育応援給付金 よくある質問

No. 1

Q1 勤務先の託児所を利用していますが、支給対象となりますか。

A1 企業型の保育園や認可外保育園の利用であれば**対象外となります**。
一時的な利用であれば対象となります。
詳しくは、こども課（38-1154）までお問い合わせください。

Q2 父母ともに日中仕事をしており、日中は祖母（祖父）が、家で子どもを保育している場合は、支給対象になりますか。

A2 保育園・認定こども園や認可外保育園等を児童が利用していなければ**対象となります**。

Q3 給付金の振込み先は、申請者以外の名義の通帳に振込みできますか。

A3 振込み先は、**申請者名義の通帳に限ります**。申請者は、父母どちらでも申請していただくことは可能です。

家庭保育応援給付金 よくある質問

No.2

Q4 給付金は、課税対象になりますか。

A4 雑所得になりますので、**課税対象**になります。

Q5 多気町の保育園入園申請書を提出し、保育園入所承諾通知書をいただきましたが、家庭保育応援給付金をもらうために、保育園の入所を延期（取下げ）することはできますか。

A5 **延期（取下げ）することは可能です。**
手続きについては、こども課（38-1154）までご連絡ください。